

第2回長野県水道ビジョン検討委員会 議事録

日 時：平成27年12月9日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

場 所：長野県庁議会棟3階 第2特別会議室

出席委員：国包章一委員、酒井美月委員、佐藤裕弥委員、島田賢一委員、中條智子委員、花見陽一委員

オブザーバー：（公財）長野県下水道公社（岩嶋敏男専務理事、小林重幸経営企画係長）

長野県企業局（田中聡経営推進課担当係長、内田和孝水道事業課課長補佐兼経営計画係長）

県出席者：中山水大気環境課長、小林水大気環境課課長補佐兼水源水道係長 他2名

【発言者】	【発言内容】
事務局	<p>ただいまから第2回長野県水道ビジョン検討委員会を開会させていただきます。本日進行を務めます、水大気環境課課長補佐兼水源水道係長の小林でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、中山水大気環境課長よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局	<p>皆様こんにちは。水大気環境課長の中山でございます。</p> <p>12月に入りまして朝晩はだいぶ寒くなりましたが、日中は非常に暖かいということでございまして、とても12月とは思えない陽気となっております。委員の皆様におかれましては、師走のお忙しい中、ご多用中にも関わらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。時期的にはもう少し早く開催しようと思っておりましたが、日程調整等に時間がかかりましてこの時期になってしまいましたことを、まずお詫びを申し上げます。</p> <p>さて、今回につきましては、長野県水道ビジョンの骨子や、あるいは広域化、圏域設定に関する基本的な考え方といったいわばビジョンの屋台骨となりますような事項につきまして、ご議論をいただきたいと考えております。</p> <p>是非、忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、本日は6名の委員の皆さま全員のご出席をいただいております。また、前回に引き続きましてオブザーバーとして、公益財団法人長野県下水道公社から岩嶋敏男専務理事、小林重幸経営企画係長、長野県企業局から経営推進課田中聡担当係長、水道事業課内田和孝課長補佐兼経営計画係長にご出席をいただいております。</p> <p>なお、本日の会議ですが、概ね16時の終了予定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料の確認をお願いしたいと思います。会議次第裏面に資料一覧載せてございますけれども、こちらの次第の綴り、議事次第といたしまして資料の1～7まで、そして参考資料集、と揃えてございます。不足乱丁ございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。</p>

それでは、国包委員長に会議の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

国包委員長

それでは座ったままで失礼いたしますが、第2回長野県水道ビジョン検討委員会をはじめます。よろしく申し上げます。もう2回目ですのでご挨拶は省かせていただきたいと思っておりますのであしからずご了承ください。

それと、本日の審議につきましては非公開の情報はないということですので、公開扱いということにさせていただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日の審議は公開とさせていただきます。

議事に入る前に、念のため、参考資料1に前回の議事録がついてございますが、これはもう皆さんにお目通しをいただいて、ご指摘をいただいて、修正をしていただいた結果ということですね。

事前にも確か合議をしていただいていると思っておりますが、もし万が一不都合な点がありましたら、今でも会議の合間でも、ご指摘いただければとありがたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。特になさそうですので、これはご承認をいただいているということで進めさせていただきます。

議事でございますが、今日から本格的な検討のスタートということになりますけども、1、2、3とございまして、1番目の長野県水道ビジョンの骨子について、でございます。水道ビジョンの骨子でございますけども、全体の構成、長野県の水道が目指すべき方向性、そのために何をすべきか、というようなことについて議論させていただきたいと考えております。

それでは事務局からご説明をお願いします。

事務局

(資料1により説明)

国包委員長

どうもありがとうございました。

私の方からで恐縮ですが、議論に入る前に先程資料の2と3については概略をご説明いただきましたが、ご説明の無かった参考資料の2番、3番、4番、5番、6番辺りでしょうか、ちょっとどういうものかというのを、ざっとで結構ですので5分から10分程度でご説明いただけないでしょうか。

事務局

(参考資料2～5により、関連計画の概要を説明)

国包委員長

どうもありがとうございました。これから議論を始めたいと思います。本日は長いので途中で休憩を入れさせていただきます。

議論を始めるにあたって、3つに分けていろいろとご意見をいただきたいと思います。1つは全体の構成について、2つ目は長野県の水道が目指すべき方向性と実現方策、3番目は実現方策の推進体制、一応3つに分けてご意見をいただきますが、あまり強くこだわっていただかなくても結構です。全部一括でも構いません。

それでは全体の構成について何かご質問も結構ですがお気づきのことがございましたらお願いしたいと思います。どなたからでもいかがでしょうか。

いろいろ考えていただいている間に、それでは私のほうから、先ほどの資料2と資料3についてご説明頂きました。これはあくまでも参考の情報というところですが、これは私からの疑問やご質問に答えていただきありがたく思っております。

資料の2については改めてこのグラフを見て長野県の簡易水道の有収率が良くない意味で着実に減少しつつあるという傾向がはっきり読み取れるのが少し残念であります。

資料の3については、これはこのようなことですので私もまだ十分に見ておりませんが、それとここには長野市の事例しか出ておりませんが、かなりの事業体について業務指標を算出されて発表されているとのことですのでそれは結構なことだと思います。

以上コメントさせていただきました。何かご質問とかございますか。

国包委員長

それでは私のほうからもう少し印象のようなことを申し上げさせていただきます。

先走って恐縮ですが、骨子案5ページぐらいまでについては現況このような状況であることでありますということがまとめてございますのでこれはこれでベースの情報になることで非常に大事なことであります。ビジョンという意味で中心になるのはむしろ6ページあたりから7ページ8ページと最後の一覧表、このあたりになるかと。

事務局というか県として最終的にどう言うふうなものを想定されているのかにもよりますが、このあたりはいろいろと意見交換して皆さんのご意見をいただいた上で肉付けをされていくと思いますので、そのようにご覧いただけるとよいかと思います。皆さんいかがでしょうか。全体の構成とか。はいどうぞ。

酒井委員

今ご説明頂いた骨子案の並びですが、参考資料3のほうで厚労省のほうから提示されている並びと、3番4番の水道の現況の部分と圏域区分の設定のほうが逆になっていて、なおかつ骨子案のほうでは今の状態では長野県の圏域区分の設定の部分の空白の状態であるというご説明は頂いたのですが、空白になっているところの説明を読む限り、これをどう考えるというのがこの委員会の議題としても非常に大事のような気がしますし、なおかつこれを決めるとき水道の現状と課題という部分を整理したうえでこれを考えるという流れになるかという感じがすると思うのですが、厚労省の流れもそのようになっていたかと思うのですが、なぜ県のほうの骨子案はあえて3番と4番をひっくり返した

のかというのが気になるので事務局側での考えをお聞かせいただければと思います。

国包委員長

お答えいただく前、念のため骨子案 3 ページのところを見ていただけるとわかりやすいですね。黒塗りの部分の 3 番の圏域区分の設定と 4 番の水道の現状と課題の部分ですね。

酒井委員

はいそうです。

国包委員長

いかがでしょうか。事務局の方からその理由を。

事務局

はい。おっしゃる通り、現況を整理したうえで特徴が見えてくるのでこういうような書き方もある、ということで理解をしておるのですが、一つ挙げられるのが他県さんのビジョンがおおむねこのような構成になっていることとございます。そちらと、水道の現状と課題というところでお話を申し上げると、先に現状のほうをお話しさせていただいて圏域区分を設定という議論となると、何の区切りもないのに唐突に地域の区切りが出てきて数字をお出しするような説明の仕方になってしまい、それが若干不自然なのかという感覚的なところもございまして、そのような構成にしたということとございます。

酒井委員

それはつまり、現状と概況を書く時の現状を記載するのに、やはりある程度の区分がないとその記載が難しいということなのですか。

事務局

そうですね。県全体の数字としてお話しするよりも、我々の県はかなり広くてですね、地域ごとに全く違う傾向を示すところがございますので、そのようなところを説明するのに全体の議論ということよりは、最初からある程度個別的な部分も含めながら説明を申し上げたほうが県の現状をご説明するのによい文章になるのかな、と考えたところとございます。

酒井委員

ありがとうございます。

国包委員長

よろしいですか。

このところは、今事務局のほうからご説明いただいて酒井委員にはご納得していただいたように思いますけれど、確かに微妙なところとか、現状の課題もはっきりしていないまま圏域を分けるというのもちよっとどうなのかなという感じもしますね。かと言って事務局の説明もごもっともかなという。

酒井委員

実際では、圏域を分けるときには当然 3 番のところやあるいは現況のところを知ったうえで圏域を分けるのだけれども、ビジョンの中での流れはこのようになっていたほう

がその現況とかを圏域ごとに状況として説明するときにもわかりやすい流れになるのだろうという判断ということですよ。

事務局 その通りでございます。

酒井委員 出来上がるものはその流れのほうが説明として使いやすいものになるだろうということですね。

事務局 どこまでできるかというのはあるのですが、やはり水道の現状というものを広く県民の方には知っていただきたいという気持ちがございます。そういったときに、ある程度読み物としてもさらっと読める内容であったほうがいいのかということもございましたので、そういった視点も含めてこのような形にさせていただいたということもございます。

国包委員長 よろしいでしょうか、とりあえずは。
それではほかに何かございますか。それとも他にご質問でもありますか。

それでは、また私の方からつなぎの発言をさせていただきます。これは今申し上げていいのではないかと思いますのですが、厚労省のビジョン作成の手引きが念頭にあってのことだと思うのですが、「安全」「強靱」「持続」という、7ページとかに書いてあります。標榜するキーワードとしてはいいとは思いますが、ただ論理立ててこういうものを書いていくときに、「安全」「強靱」「持続」というものが表に出てくると、ちょっと個別の中身の説明にあまりよくないのかなという感じがしないでもないのですが。

抽象的な言い方をしておりますが、例えば6ページ下の表でアイウエオの オ、強靱の一番目、施設の耐震化の推進というところがあって、それで3つ後に持続の2番目ですが、ク老朽化施設の計画的更新とかですね、かなり近いものが、かたや強靱に入っていて、かたや持続に入っていて、と。これは厚労省の手引きにはどうなっているのかわかりませんが、ア～サまでの区分の仕方がどうもあまりぴたっとでないな、という感じが私にはしました。

ざっと見ているだけです、これでいいのかもしれませんが、そうでないかもしれないですけども、ちょっと何とも言えません。ただ、目標あるいは分類ということで、この「安全」「強靱」「持続」が印籠のトレードマークみたいに出っていますが、ちょっとどうなのかな、という感じがしました。私が元厚労省の人間なのであえて申し上げました。

あとはこれも申し上げてしまえば、先ほどご意見が出た圏域ですが、圏域というのがかなり手引きの中で表に出ているのですが、つまり都道府県をさらに圏域に分けて圏域ごとに見ていきなさい、というそのような書き方になっているんですけど、それもどうなのかな。これもケースバイケースだと思うんですけど、第1回でも圏域のことはかなり

話題として挙げられましたし、今日も含めて、今後の会議でも圏域のことは各論も含めてまだまだいろいろな議論が出てくると思います。

あんまり圏域が前面に出てくるのは若干どうなのかなあと思うのですが、いや、圏域単位でものを考えていく必要性はあるってことは、それはそれで十分納得しているつもりですが、そのようなことを考えております。

私ばかりですみません。皆様方にもそのようなことはないということなど何かございますか。全体の構成のことだけでなく、水道が目指すべき方向性と実現方策をこういったことも含めていかがでしょうか。

酒井委員

もう一個いいですか。県の仕事なので、当然全県も見なければいけないということで、それぞれ同士の仕事の内容が変わってしまうのは都合が悪いというのはちょっとわかるのですが、でもこの県の大きさを考えたときに圏域ごとに問題も違えば課題も違うというような状況が起きてくるのが当然だと思うので、先ほどの並びから考えたときの、3番で設定して4番でそれぞれの現状と課題を把握したうえで、あえてそれぞれ将来の事業環境も変わってきて対応しなければいけない安全の度合いであったり、持続や強靱それぞれのキーワードに対応する仕事というものが、やはり変わってくるだろうと思います。

それを考えたとき、おそらく4番のビジョンの構成の4番の(1)、(2)、(3)のそれぞれ同士、全く違うものがあってはいけないと思うのですが、ある程度のレベルを保った状態であえてそれぞれ同士に適応したものに作っていかないと実現化というところの方策につながっていくものが弱くなってしまわないかという気がするのです。

その時に今、構成のところで意見を求められていると思うのですが、それについて重視したときに4番のところの(2)のところのア～エに分かれているところで、アの部分がおそらく厚労省のビジョンの5番のところですね。イウエのところは6番のところに対応するところで、課題の抽出のところは課題別になっていると思うのですが、この構成の規模というか、分量的にこの5番6番に対応するところとしては、ちょっと内容が少ないというか、もう少しこのところは考えてからではないと課題とか言う部分がしっかりと抽出しきれないのではないかというふうな気がして、構成という意味ではこのところのウエイトをもう少し項目をもう少し詳しくしないといけないとかそのような印象を少し受ける気がします。

それで、結果的に出てくる課題がこれだけ細かく分類されるために、その前のところの将来の見通しだったりとか、現状の分析評価というのはやはりある程度細かくないと、課題をこれだけ詳しく見られないのではないのかなという気がしますがいかがですか。

そんな意味では、委員長のご指摘とちょっと違う視点で、全体だけではなく圏域のところをある程度は見た形でそれぞれのところが整理される部分があってもいいのではないのかなという気がします。

国包委員長

はいわかりました。いかがでしょうか。

今、具体論ではないので、なかなかこうだという事務局からの方ではお答えしづらいかもしれませんが何か現時点での構想なりお考えなりご説明していただければありがたいのですが。

島田委員 ちょっと、ではよろしいですか。

国包委員長 今のところに関連してですね。

島田委員長 はい。圏域のところ、資料の2ページのところの長野県の地勢で、長野県はご存知のとおり南北に長く、面積も広く、市町村の数も多い。地域としては、長野市は北信というところで、あと東信、南信、中信とあるわけですが、北信のことは大体わかるのですが中信、東信、南信のことは長野市にいても状況の把握が難しい。

そういったなかで、後の資料に出てきますが、県の資料に圏域ごとの水源の状況ですとか地域の状況というものがあるので、それを見ていただくと、だいぶ温度差があったり、事業の形態も様々です。

県一つでやろうとしている奈良県（事務局注：奈良県は3圏域。全県1つという方向を明確にビジョン等に出しているのは埼玉県、香川県、大阪府あたりになります。）のようなどころもありますが、長野県は南北に長くて広くて、市町村も多くて実情も違う、ということがでて圏域という言葉が出てきていると思うのですが。

花見さんもそのへんどうですか？

花見委員 はい、そうですね。島田さんおっしゃったように、圏域の課題ということでとらえてくると思うのですが、酒井先生もおっしゃった様に構成的な関係で、はじめに圏域区分から始まって現状と課題があるのですけれど、どうしても特に長野県は山間部と平地の格差が結構大きいものですからそれも考慮するなかでどのようにとらえていくのかなと思っています。

構成の時に長野県のように北信、東信、南信、中信と4つのエリアの関係など、少し分れて、そのような点がわかるようなこともあればいいのかとも思いましたけど。

国包委員長 酒井委員から何か補足のようなことがありましたら。

酒井委員 おそらく細かい所まで議論するとか、圏域についてはこの後の課題でも広域化や圏域についてはあると思うので、構成の方のお話であれば、こちらの印象としては5番6番、厚労省の手引きの5番6番というところは非常に重要なところなのでウエイトというのをもうちょっと、長野県のビジョンの方にも反映させるような構成にするべきであろうなど、その一点につきます。

そのはじめの圏域に設定してからそれぞれのほうについて整理するという、そのためであつたらうというふうな印象を受けていますので、それを生かせるような形で現状

の整理であったりとか、将来の予測であったりとかを反映させるというような構成をしてはいかがでしょうか。というコメントをさせていただきたいと思います。

事務局 検討させていただきます。ありがとうございます。

佐藤委員 重ねてよろしいでしょうか。

国包委員 どうぞ。

佐藤委員 今、酒井委員がお話しされた件ですが、今後最終的に出来上がったときのビジョンの中核的な部分ですね。ここが圏域という区分が大きく影響するから、たぶん圏域区分というところが資料の先に出てきてそのあと現状と課題の説明になっているということなんだと思います。したがって、最終的にここの各委員の先生方と話をしてまとめた答えを圏域に合わせてこの資料が出来上がればいいのかと思っています。

ただ、今日いただいている時点の資料では、例えば3ページ以降の水道の現状と課題ですが、ここではたまたま表として掲示されているので、ここを文章化、それとこの資料を見る限りはあまり圏域にかかわらない全体的なまとめになっており、今の時点で圏域区分とそのあとの4番の現状と課題が必ずしも結びついていないためイメージがわきにくいような気がします。

感想としてお話しすると、最終的に出来上がった読みやすさからすれば確かに圏域ごとに決めた話のものをつくったとしても、圏域設定が先にあつてそれに応じた圏域ごとの課題が書き込めるのか、あるいは厚労省の資料に従って今日の4番の一般的な現状と課題を生かすのであればやはりこれが先に来るのかもしれない。

ここについては、今後の中でこのような圏域との議論が進んだうえでの、まとめ方、読み方という点にも少し時間をかけた方が良いのではないかと思います。

国包委員長 よろしいでしょうか。どうも、佐藤委員ありがとうございます。特に事務局方からなければ、そういう方向で考えていきたいと思います。

事務局 今、ご意見いただきましたので、全体的な構成を考えるうえで、ここら辺の書き方、見せ方という所を検討させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

国包委員長 それと広域化と圏域に関する県の基本的な考え方とは5の(2)でもこの後取り上げることになりますので、またここらへんでいろいろとご意見いただければありがたいのですが。

どうぞ佐藤委員。

佐藤委員 さきほど国包先生から提起されていたところ、資料6ページ課題の中の「強靱」「持続」

「安全」の区分の中で例えば持続、クとして老朽化施設の計画的更新などは強靱ではないかという話ではなかったかと思うのですが、ここの「安全」「強靱」「持続」の区分は先ほど国包先生がお話をされたとおり最終的に長野県に置き換えて一部入れ替えてもいいのではないかと考えています。

私自身はこの厚生労働省の新水道ビジョンの委員にかかわってお話をしたときに、実はこの話を提起したのですが、厚生労働省でまとめたときの議論は、当時他の省庁含めて東日本震災後の震災対策という事が非常に大きな命題であって、全体として国土強靱化はいかにあるべきであるかという観点の中でどこの省庁も実は耐震化を国土強靱化というふうに位置付けていたので、そうした中厚生労働省だけが老朽化等の問題も含めて強靱化というのは国の政策としては若干不整合な部分があるという事なのでこのような切り分けとなったのです。ですからひょっとすると先ほどの資料の中で漏水問題というのは本当にどうなのかと考えると、ここは少し今後の議論の中で入れ替えてもいいのではないかという事を、一応紹介をしていきたいと思います。以上です。

国包委員長

はいありがとうございます。特にほかの方、何かありますか。事務局の方は今の点に関連してよろしいでしょうか。

それでは、先ほど申しましたが、長野県の水道が目指す方向性と実現方策 7 ページ以降の所。それと 3 つ目の実現方策の推進体制。そのあたりについていろいろとご意見をうかがっていききたいと思います。7 ページから 8 ページ、最後の大きな表、あるいはまた前に戻っていただいて、何かお気づきの点がございましたらどうぞ。

島田委員

県の提案内容でよいかと思いますが。

国包委員長

はい、そうですか。

島田委員

先ほど申し上げましたが、この後の地域検討会という事で各問題や共通の問題点とか出てくると思うのですが、その中で再度挙げていくという県のお考えで、水道事業者としてはそのような形がいいのではないかと思います。広くいろいろな人の意見を聞きながら県がまとめていく方向で、長野市としてはいいと思います。

国包委員長

ほかの方々はいかがですか。話をどんどん進めていく中でビジョン案の作成を進めてください、ということになります。

佐藤委員

1 つよいですか。質問というか意見というかちょっとはつきりしないのですが、例えば 8 ページ(5)施策の推進体制として、(ア) 県の水道行政として、(イ) 水道事業者等、(ウ) 水道関係者に期待する役割で、私が少し気にかかったのは、長野県の場合には企業局として水道事業もしくは用水供給事業として関わっているという観点からすると企業局がどのように考えているのかというところが、少し県内の圏域設定とか、県内のい

ろいろ再編成に影響するののかというではなかろうかと気にしておりましたので、ここはひょっとして特出した方がいいのではないかと、あるいは特段ここは水道事業者としての位置づけの扱いとしてこのままでいいのかどうか、気にかかったので少しコメントさせていただきます

国包委員長

はい。その点はいかがでしょう。企業局からもオブザーバーとしてご出席いただいておりますが、何かご発言頂ければと思います。

企業局

企業局の田中と申します。他県さんのように大規模に用水供給をやっているわけではありません。私ども企業局は供給エリアが限られております。一方で数少ない末端の給水を行っている事情、都道府県で4つぐらいだと思いますが、そういった特殊な事情もあります。だからと言って末端の給水事業も長野市さんの給水人口に比べますと7割程度で、それほど大きな事業体だという認識はございません。ただ、広域水道という認識は持っておりますので、後ほど資料をご説明しますが、私どもの現時点での考え方を説明申し上げます。県の水道ビジョンの方は水大気環境課さんと相談しながらやらせていただきたいと思っています。

国包委員長

はい。他にございますか。今の件は佐藤さんよろしいでしょうか。

佐藤委員

はい。承知いたしました。

国包委員長

他によろしいでしょうか。それではこの後の議題に移りたいのですが、いい時間ですので、この時点で10分ほど休憩時間を取らせていただきます。再開までしばらくお休みください。

(10分程度休憩)

国包委員長

では再開をさせていただきます。

県の企業局のほうから先程ちょっとお話しが出ましたが、企業局の公営企業戦略を策定して活動をされている、特に地域への支援をしているということですので、その辺のご説明を簡単にさせていただきますでしょうか。

企業局

長野県企業局経営推進課の田中と申します。今日はお時間頂いてありがとうございます。座って失礼します。

長野県企業局の取り組みということで、資料の4をお願いいたします。長野県公営企業経営戦略ということで、ご紹介いたします。私ども企業局は、上田市から長野市南部に至る広域の上水道末端給水事業、19万人の皆さんに供給する上水道の事業と、それから松本・塩尻地域に水道用水を供給する事業、それから水力発電所14ございまして発電

事業、これを経営している公営企業でございます。

現在私どもでは経営戦略の策定を進めておりまして、先月の審議会で原案についてご了承いただきまして、現在予算編成を並行して2月に正式に策定するべく作業を進めておりますので、今日はその内容についてご説明いたします。

資料左側、現状と課題ですけれども、ご案内のとおり社会情勢の変化を踏まえまして国のほうでも経営戦略というもの、中長期の計画を策定しなさいということで、通知が昨年夏にございました。

それから左側一番下ですけれども、県企業局の状況ということで、水道事業につきまして、26年の3月まで水道事業末端の給水事業を市町へ分割して、県企業局から移管するということが長年検討してきましたけれども、これを一旦休止いたしまして、さらに地域の皆さんと、より良い水道事業のあり方を研究していこうということで、新しくスタートラインに立ったということもありまして、これを含めて新しい企業局の将来像を描きましようということで、経営戦略を策定することといたしました。

右側へまいりますけれども、策定の趣旨等でございますが、「経営の安定と発展の礎づくり」ということを基本テーマにしまして、来年度から10年間の中長期の計画を策定したところでございます。基本方針ですけれども、水道事業につきましては、安全・安心・そして安定的な水道水の供給体制の礎を築くということを基本テーマに戦略を策定しております。

策定にあたりましては、公営企業ですので、経営の安定というのはもちろんでございますが、私ども企業局、特に水道事業については、一事業体ではございますが、広域行政を担う長野県の一部局として、発足以来50年余り地域の皆様に支えられてきたということを踏まえまして、地域への貢献、地域との共存・共栄、こういうものを柱に据えました。また、事業者の責務として、リスクマネジメントという視点も加えまして、この3本の柱で経営の計画を立てることといたしました。

下の表ですけれども、水道の末端給水事業というところを簡単にご説明いたしますと、3つの視点のうち、経営の安定につきましては料金水準、それから老朽化対策の更新基準、それから耐震化の目標というものを定めまして、平成21年度に策定いたしました県営水道ビジョンそれから震災対策基本計画の改定も包含しまして、経営戦略を策定いたしました。

それから、次のページの地域への貢献、地域との共存・共栄、リスクマネジメントについてご説明いたします。これは現在の経営戦略の原案のうち、末端給水事業の経営計画の部分の抜粋でございます。このページの半分より下の(2)の地域との共同連携というところをご覧ください。地域におけるより良い水道事業を実現するため、将来の広域化を見据え、以下の具体的な取り組みにより協働・連携を進めたいということでございます。1つ目のポツですが、3市1町の供給区域ですけれども、3市1町の皆さんと水道事業運営研究会というのを立ち上げまして、まず、各事業体の運営状況ですとか施設を互いに見学したり、相互理解というものから始めまして、これまでに7回会議を開催して参りました。今年度に入りまして、事務担当者レベルのワーキンググループを立ち上げ

まして、そこに記載してあります水質検査ですとか、施設の連絡管整備といったテーマについて、ワーキンググループを立ち上げて検討していきましようということで、検討を開始したところでございます。まだ、具体的な目に見える成果には至っておりませんが、具体化が可能なテーマについて実現できればと考えております。

リスクマネジメントにも関連しますけれども、災害時における連絡体制ですが、特に災害時には市町村が司令塔となります。市町村と、水道事業者であります私どもの役割分担を明確にしなが、合同の防災訓練等を実施してまいりたいと考えております。今年度も、事業体間の緊急連絡管の通水訓練を、長野市さんとはやらせていただいておりますが、上田市さんとも久しぶりに実施しまして、坂城町の総合防災訓練にも初めて企業局として参加するなど、連携の成果が具体的に出始めている例もございます。今後もお互いの施設配置ですとか、連絡管の整備というものの研究を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、裏面をご覧ください。(3)の①の過疎自治体への施設の整備の支援ということでございます。本件市町村の水道事業の抱える課題を記載してございます。昨年の7月に南木曾町で土石流災害がございました。この土石流災害による水道施設の災害復旧支援に企業局から技術職員を1名、2か月半に渡って派遣をさせていただきました。この経験の中で、小規模町村における水道事業の現場の実情というものを、実際に職員が体験したということがございます。それから、時を同じくしまして、地元の信濃毎日新聞に天龍村の水道事業の厳しい現状というような記事が掲載されまして、私ども地域に何か貢献できないかということで、こういった事業を考えたものでございます。

なかなか水道料金で私どもは事業を営んでおりますので、便益を他へ渡らせるというのは難しいわけですが、私どもの培った技術力で地域に貢献したいということで、現段階でこういったものを構想しております。

1つ目のポツですが、地方自治法に基づく代替執行制度というものを活用して、過疎の小規模自治体で水道技術職員が少ないという現状を抱える水道事業者の施設整備を、支援できないかということをもとに考えたものでございます。昨年の秋の地方自治法の改正で、市町村の処理困難な事務を県が代わって処理できるという、これまでの法体系の中では異質な制度ではございますが、こういったものを活用できないかということで、現在、天龍村とモデル事例の研究を開始したところでございます。

2つ目のポツは、これも同じ課題があつて、コンサルタント業者に全て委託という現状が多いということで、それ自体はやむを得ない面があると思っておりますけれども、業者の成果物に対して、いいのか悪いのかといったものの審査をするのも難しいというところもあるかと思っておりますので、こういったものの妥当性の審査を企業局の技術職員が支援できないかということをもとに考えたものでございます。これから始めるということで、検討段階ではありますが、実現に向けて企業局として取り組んでまいりたいということを考えております。経営戦略について、企業局の取り組みを説明させていただきました。以上でございます。

国包委員長

はい、どうもありがとうございました。
今後の県全体の水道の将来を担う試み、取り組みじゃないかというように思います。
何かご質問とかありますか。宜しいでしょうか。

佐藤委員

2点あるのですが、まず今説明いただきました話で、第4章として(2)地域との連携ということで説明いただいた中で、3市1町と企業局が構成する水道事業運営研究会を設置した、また、分科会等で絞って進めているということすけど、先程休憩前に話がありました、実際に長野県のビジョンとしての推進方策などといった、この手掛かりといったものが実はこの辺にあるような気がしていて、実際企業局として手掛けていることが、ひよっとすると長野県内全体のそれぞれ圏域ごとの推進、広域化に向けた動きのモデルになるのではないかという点において、このような企業局が持っているノウハウを活用されてはどうか。これは意見として提案しておきます。

もう1点、その裏のページになるのですが、これは質問になります。この点線の中で、地方自治法の代替執行を活用した過疎自治体の水道施設整備支援をしていくという部分、これは以前私新聞で見たことがあるのですが、その時には確か長野県版PFIという見出しの中で、資金調達も含めて県がするような記事ではなかったかと思うのですが、今進めているのはそうではなく、資金調達はあくまで自治体なのか、あるいは企業局なのか、その事実の部分をお教えいただければと思うのですが。

企業局

はい、確かに昨年の秋冬にこういったことをできないかと検討していた時は、企業局の持っている資金を活用できないかということを検討しましたが、やはり市町村で起債をしてその交付税措置、財政措置ですね、そういうものを考えると市町村が起債をしてそこへ有利な交付税措置をしていただくことになろうかと思えます。総務省と相談する中で、ちょうどこの制度ができたので、ご提案いただいたものでございます。この制度のいいところは、事務の委託にしてしまうと、例えば、全部市町村が県に委託すると全部権限が移ってしまう訳ですが、代替執行ですと市町村に権限も残りますので、当然議会の監視も及びます。ですので、自主性を尊重しながら事務もお任せできるという両方の面でメリットがあるということで、代替執行制度を活用したらどうですかということをご提案いただいて、今はこういった方向で進めております。

佐藤委員

はい、ありがとうございます。
それとですね、この仕組みは実は、長野県内の小規模水道事業体で職員がいないとか、技術がほとんど引き継がれていないという現状の中では、例えば今ご紹介いただいたのは企業局のほうの取り組みではありますけど、まだ県内には少し技術力、知識ノウハウ等有したところがあるので、そういったところが関わることによって、規模の小さいところや過疎の地域に貢献できる余地があるという点では、今ご紹介いただいたものというのは長野県水道ビジョンの中でも面白い役割を果たせそうな気がしますので、是非これは積極的にもう少し検討進めてください、ということをお望みしておきます。

国包委員長

はい。どうもありがとうございました。
他にご質問ありますか。

中條委員

宜しいでしょうか。26年3月までで、市町村への移管を休止して新しくスタートを切ったというふうに言われたのですが、その市町村のほうへの事業の移管はどういう理由でそうしようと思ったのか、それができなくて新しくスタートしたという、そのところをちょっとお聞きできればと思います。

企業局

1つは、本来ですと水道事業というのは、地元の市町村が担っていただくという事業ですが、末端給水事業につきましては、当時水源がない自治体さんがあつたりということで、県の方で広域的に簡水などを統合する中でやってもらいたいということで、だいぶ昔の話になりますが、県営でやってきたという経過がございました。

その中で、田中康夫知事の時に、本来市町村が担っていくべきではないかということで、分割委譲ができないか検討してきた経過がございました。

やはり水道の場合、水源がある、ないで非常に水道料金のところへはね返るという部分がございますので、水源がある自治体さんでは、委譲については前向きにご検討いただいたところもございましたが、水源がないところでは委譲というのは難しいということで、結果としてまとまらなかったという経過がございました。これ以上は分割委譲というのは現実的ではないだろうということで、改めて給水エリアの皆さんと研究会を立ち上げまして、地域におけるより良い水道事業のあり方、どういった方向性があるのかといったことで検討を始めたという経過でございます。

島田委員

補足します。これは長野市と上田市と千曲市と坂城町と関わる部分なのですが、今県の方からご説明があった通り、当時田中知事さんの方針で、県が経営しているイレギュラーな状況から、もともと水道法にあるように市町村の経営に戻すという議論でした。

企業局さんが現在水道事業を経営されているところは、昔の更級郡にあたり、当時この区域の水道事業を経営する事業者が見付からず、企業局さんをお願いした経過があります。長野市において市南部区域の都市計画を見直したところ、犀南地区と言われている篠ノ井、更北、川中島が長野市のベッドタウンになって、今では水道事業者としてはお客さんがたくさんいて、そして人口も増えていくということで優良な市場みたいになっているわけです。

そんな中で、各市町分割委譲の議論をしましたが、各市町に分割することについては、やはりコストが今よりも高くなるという結論に達しました。というのは新しく水源を設けなければいけない、それから職員も新たに配置しなければならないという点があったためです。長野市と上田市は水道を経営している中で、分割していただければ色々メリットもあるのですが、市町それぞれに分割ということでしたので、トータルで見れば断念ということになりました。

今県からご説明があったように、形を変えて、水道事業の運営研究会ということでより良い方向性ということで、企業局さんに中心になっていただいて、できるところから手を付けていきたいと思いますということで、現在長野市も、千曲市も、上田市、坂城町も参加をして研究をしております。一般の市民の皆さんにはなかなか、その方向性というか議論の中身というものが伝わっていかないのですが、また企業局さんのほうからマスコミさんのほうに進行状況みたいなものを載せていただくと、お分かりになるのではないかとということで、補足でございます。

国包委員長

私からも。今回こうやってまとめて情報提供いただいたわけですがけれども、今後折に触れてまた進捗状況なりとか、色んな情報提供をしていただけるとありがたいと思います。それだけではなくて、皆さま方もおっしゃっているように、水道ビジョンの検討の中で、可能な限りうまく連携をとって活かさせていただきたいと思いますので、そういうようお願いしたいと思います。

それでは、2番目の議題、広域化と圏域に関する県の基本的な考え方について資料の説明をお願いいたします。

事務局

(資料5、6により説明)

国包委員長

どうもありがとうございました。

いま資料の5と6についてご説明いただきました。時間も限られておりますが、今この場でお気づきのことなどございましたらおっしゃっていただければありがたいと思います。

花見委員

圏域が上小・長野を一つということの方向付けなのですが、ここを一緒にというのは、上水道の関係で一緒にということなののでしょうか。

事務局

そうですね。長野県企業局が上小・長野にまたがって水道事業を展開しておりまして、前回の水道整備基本構想の圏域区分も同様であったということで、上小・長野を一つの圏域で、ということで今のところ考えているところです。

花見委員

広域の行政圏としては当然別になっているわけなのですが、水道ビジョンの関係で一つとすると、これから地域検討会もあると思うのですが、そのなかでの調整というか、上小と長野を集約して圏域としての考え方をまとめるという方向付けにもっていくということなののでしょうか。

事務局

この案が進むとなると、上小と長野を一つとして、長野なり上田なりに集まっていたいてそこでご議論いただいて地域検討会を開くということを考えております。

国包委員長	<p>どうなのでしょう。ちょっと私はこの辺のところはどうすべきということはさっぱり見当がつかないのですが、いずれにしてもかなり早い時点でどっちにするかを見極めておかないと、後でごちゃごちゃするとまずいと思いませんかと思うのですが、そういうことを考えながらいかがでしょうか。今一つにしてしまうか、あるいは一つにしない。今日この場では無理かもしれませんが、でも早めに決めるに越したことはないですね。</p>
事務局	<p>そうですね。これで地域検討会を進めていく中で、早い時期で固めた方がいいと思うのですが、連携策についての検討の中で若干枠組みが変わってくる可能性はあるかとは思いますが、それを否定するものではありません。</p>
国包委員長	<p>企業局としては両方にかかわっておられるのですね。そのことを考えると別々にするよりは、一本で考えていただいた方が、ということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。そのようなことで案をつくらせていただきました。</p>
島田委員	<p>ちょっといいのでしょうか。今青木村の花見さんからお話がありましたが、たまたま私も代表で長野市からきています。北の方の信濃町さんとか飯綱町さん、小川村さんも、花見さんと多分同じようなことをこの場にいればおっしゃられるのではないかと思います。</p> <p>確かに大きな水道事業体とすれば、上小では上田、長野ではうちと、これはまぎれもない事実で、企業局さんを交えた研究会の中で、こういう議論もあることも確かです。</p> <p>上田市さんは、今回真田も丸子も一緒になって、水源も真田の方に良い水源があって、計画では上田地域は上田市で賄える、というお話も研究会の中で伺っています。</p> <p>上田市さんとすれば、向こうに佐久の企業団、浅麓もあるし、まとまりから行くと、上小の方が1回目の話がしやすいですね。初めのくくりとして。</p>
花見委員	<p>そうですね。行政区域が10ですので、地域的とか地理的といった資料の記載から考えたときに、上小は昔から上小のまとまりがあったものですから、長野地域と一緒にというのは、次の段階にまた持ち上げていかなくちやいけないとなると、かなり大変なのかな、と。私ども簡水だけです。簡水と上水の絡みもあるとは思いますが、上小長野でもっていくというのは、よく調整をしていかなければちょっと厳しいような気がするのですが。</p> <p>ビジョンとしての考え方、上の大きな目標がありますのでね、それに向かっていくという考えであればよいとは思いますが、実際地域で、また他の市町村さんと検討会を持ちあげた場合に、おそらく話がでるのかなと思いますが、その辺りどうですかね。</p>
国包委員長	<p>途中で私から申し訳ないですが、とりあえずは10に分けておいて、この2つにおいて</p>

は合同の圏域の会議とするとかして、便宜的に一緒にまとめて開いて、必要であればその中で分科会といった形で分けて議論するというふうにされてはどうですか。初めから別々に走ってしまって後でくっつけようと言うのは絶対できないですから、一応はお互いにある程度もう一方の圏域のことも、多少雑音になるかも知れないけれど一緒に考えてもらって。そうすれば企業局としてもやりやすいのでは、と思います。まあ、そういったことも含めて少し事務局の方でお考えいただければと思います。ちょっとこれは議論してもなかなか結論まではいかないですかね。

島田委員

それと一点、坂城町さんですが、広域では長野の方に入っていて、行政のつながりでは上田に近いと。そういったことも配慮する中で、国包先生おっしゃったように、分科会でもいいですし、その辺はうまく事務局の方でお願いしたいと思います。

事務局

今回水道ビジョンを検討する前段で、地域で意見を聞いた経緯がございまして、その時も上小長野という前の構想の圏域はあるのですが、実際には上小ブロックと長野ブロックということで個別にご意見を聞いてきたところでした。そういったことで、個別のところ意見を聞きながら、発展形で例えばその2つを将来的な統合もありうるということも考えながら、圏域設定を考えていきたい、というような形で取り組んでまいりたいと思います。

国包委員長

はい、よろしくご検討ください。他に何かございますか。

下水道公社

よろしいですか。下水道公社です。先ほど企業局の取組があったのですが、私ども上水は一切かかわっておりませんが、広域化という意味では面白いビジネスモデルを持っていて、全国では長野県だけです。

例えば上伊那の全市町村から我々が受託を受けて、一つの事業者にも再委託しております。ですから、上伊那圏域はメンテをしている事業者は1社だけです。1社というか、JVなんですけども、それが非常に広い範囲を受託して、各市町村の公共下水道の管理をやるという形態をとっております。

それ以外にもいろいろおもしろいことやっておりますので、次回ですね、どういう仕事のやり方をやっているか、ひよっとしたら参考になるかと思っておりますのでご紹介させていただきたいと思います。

国包委員長

ご意見がないようですので、私の方から感想のようなものですが、資料5の最後の表でご説明いただいたように、一番下の方に広域化・連携状況とか、事業者間の会議等の設置状況という項目があってそれぞれ記載があります。

ご説明の内容からは、かなりのところでそれぞれ自発的と言っていいかと思いますが、内容は単一ではないですし、レベルも違いますけども、いろんな意味での連携がはかられているということですね。これはこれで、それぞれの圏域毎の将来像、将来目標を

考えていく上で非常に大事なポイントになると思うのですよね。この辺をベースに、地域水道ビジョンの中で、圏域毎あるいは県全体の目標設定ができればいいなと思っております。

それと今日ご説明をお伺いしながら思いましたのが、はたして広域化は是か非かと考えた場合、広域化は是という意見はあっても、非という意見はあんまりないのではないかと思ったのですけども、そういったことも念頭におきながら広域化の議論を進めていければいいなと思いました。

つまり、無条件に是かというところになると、いろいろ各論としては障害があったり問題点があったりするわけで、そういったところをきちんと見ながら広域化に向けてどうやっていくか、丁寧に見ていく必要があると思います。

今日は圏域の区分や特徴的な記述にとどまっているわけですが、これからその辺りの議論が進んで、具体的な方向が見えてくるということに期待をしたいと思います。

国包委員長

何かご意見等よろしいでしょうか。では特に無いようですので、今後のスケジュールについて資料7ですね、事務局からお願いします。

事務局

(資料7説明)

国包委員長

どうもありがとうございました。何か検討スケジュールについてございますか。よろしいですか。

個別の議題毎には申し上げませんでしたでしたが、今日限られた時間でしたので、まだ色々言い足りないことがあるとか、次回までだいぶ時間がありますので、途中の段階でもなにかご意見等ございましたら、事務局の方にメールでご連絡いただければありがたいと思います。よろしいでしょうかね。いろいろ皆様方から意見を出していただきますよう、私からお願いします。

国包委員長

それからもう一点、もし適当であればお話しさせていただきたいのですが、その他ということでもよろしいでしょうか。

厚労省の佐藤さんが出ておられる検討会、といっても正式な名称はあまりよく知らないのですが、地方分権関係のありますよね、水道の関係で。私が聞いておりますのは、3回目の議論が終わって4回目が先般開かれて、地方分権の話だけにとどまらず、水道事業あるいは水道行政のあり方についてかなり幅を広げて検討がされ始めたと聞いています。第4回の資料を少し見せていただいて、事務局の方にも事前に少しお話しをしたりしたのですけども、まさに今議論しました県の水道ビジョンとも大いに関係がある内容でございます。といっても今すぐに厚労省の水道行政のあり方が変わるというわけではないのですけれども、もしよろしければ、時間がもうないので、簡単に今後の見通しをご紹介お願いできればと思います。

佐藤委員

では、今厚生労働省で特に水道の関係で検討している状況について簡単にご紹介したいと思うのですが、一つは地方分権の権限移譲の観点からは、いよいよ現在国が管轄している範囲に関しましても、手上げ方式ということで各都道府県から手が挙がった場合については、権限を委譲していくということで、実際には福島県、それから愛知県、大阪府、広島県の4団体から説明をいただいたのち、福島県は原発問題等があるので当面見合わせということですが、愛知県、大阪府、広島県については、水道行政の所管部署が権限を委譲してもらいたいという強い意志を表明されていますので、一部の団体については水道行政に係る部分を県で一括して対応できるような方向に、どうやらなりそうです。

それによってですね、今回ここでも議論しておりますけども、水道広域化に向けた動きの中で、県の水道衛生行政部局の関与役割が今まで以上に増していくという観点からは、今回の長野県の水道ビジョンの中でも、実際に権限移譲をするかどうかはさておき、その趣旨とか狙いというのは役に立つのではなかろうかと思えます。

それともう一点ですが、各団体の運営基盤強化の観点からは、一つには水道料金の適正化という形で、いわゆる資産維持費として水道の施設に関する適切な財源を得るための水道料金を設定しようということで、ここについては、今のところ地方公共団体の議会の議決をもって適正料金とみなす仕組みとなっていますけども、やはり現実的には健全な運営を足るに十分な水準になっていない水道料金という現実がある以上、厚生労働省で何らかの形で全国の水道事業者に対して水道料金について適正化を促すようなことを講じたいということで、これについては審議中です。

これとともに、水道法においては、水道は市町村が原則的に経営することとなっておりますが、こうしたところ、あるいは水道法では「低廉」「豊富」という定義をしておりますけど、「低廉」については少し見直しが必要なのではないかといった、水道法の改正に関するところも、今のところ検討されているということでございます。

また12月にも会議ありますのでこれからの会議で方向が明らかとなってくると思います。

以上です。

国包委員長

どうもありがとうございました。今の内容についてはご承知置きいただければと思います。

それでは、事務局の方でなにかありますか。

事務局

特にございません。

国包委員長

わかりました。どうも長時間ありがとうございました。次回までかなり間が空きますが、その間には事務局にプレッシャーをかけるわけではありませんけども、素晴らしいビジョン案、素案ですかね、期待したいと思います。

何かありましたら委員とコンタクトを取っていただければと思います。

事務局

ありがとうございました。最後に水大気環境課長から一言お礼を申し上げます。

事務局

今日は長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。今日いただいたご意見、貴重なものと承っております。また今後地域検討会、素案の検討に向けて、今日いただきましたご意見ふまえて、取り組んでまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。